

令和3年8月3日

各（連合）町内会・自治会長様

広島市安佐南区地域起こし推進課長

市民や企業等が主催されるイベント等の開催について（お願い）

平素より区行政に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の本市における感染状況は、令和3年4月からの感染拡大に対して、5月8日から7月11日まで集中対策を実施し感染状況を低い水準まで抑え込んだところですが、大都市圏において感染が拡大していること、この数日間、本市の新規報告者数が増加する状況が見られることから、今後の感染者の急激な増加が懸念されます。

この度、7月30日に新型コロナウイルス感染症広島県対策本部において、「新型コロナ感染拡大防止のための早期集中対策」が決定され、本市においても、別添のとおり、8月3日から9月12日までの間、「広島県『新型コロナ感染拡大防止のための早期集中対策』を踏まえた本市主催イベント等の開催及び本市所管施設の臨時休館等の方針について」を定め、この方針に基づき取り組むこととしました。

つきましては、各町内会・自治会の皆様におかれましても、令和3年8月3日から令和3年9月12日までの間、この方針に準じた取扱いをしていただきますよう、御協力をお願ひいたします。

また、高齢者の方に健康づくり・介護予防等に継続して取り組んでいただくことが重要である一方、集中対策期間においては、感染拡大防止対策を最優先すべきと考え、高齢者いきいき活動ポイント事業の対象活動につきましても、同様にこの方針に準じて中止又は延期していただくようお願いします。高齢者いきいき活動ポイント事業のホームページにも同様の御案内を掲載しておりますので御参照ください。

今後、この方針が緩和されることがありましたら、その内容は本市ホームページや報道等において御確認いただきますようお願いします。

【広島市ホームページ】

広島市  (<https://www.city.hiroshima.lg.jp>)

- ・ 広島市主催のイベント等の開催に関する基本方針について
暮らし・手続き>医療・健康・衛生>感染症・難病・特定疾患>新型コロナウイルス感染症に関する情報>広島市主催のイベント、施設等>イベントの中止・延期
(<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/korona/list2366-5274.html>)
- ・ 高齢者いきいき活動ポイント事業
暮らし・手続き>福祉・介護>高齢者>高齢者福祉>高齢者いきいき活動ポイント事業
(<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/koureisha/6191.html>)

問い合わせ先

【町内会・自治会に関する問い合わせ】

担当 地域起こし推進課 松原

電話 (082) 831-4926

【高齢者いきいき活動ポイント事業】

担当 高齢福祉課 豊田

電話 (082) 504-2143

令和3年8月2日

広島市新型コロナウイルス感染症対策本部

広島県「新型コロナ感染拡大防止のための早期集中対策」を踏まえた
本市主催イベント等の開催及び本市所管施設の臨時休館等の方針について

広島県において「新型コロナ感染拡大防止のための早期集中対策」が決定されるとともに、県所管施設及び県主催イベント等の取扱いが示されたことを踏まえ、不特定多数の者が集まることによる感染リスクの低減や接触機会の低減を図るため、8月3日から9月12日までの間、本市主催イベント等の開催及び本市所管施設の臨時休館等を下記のとおり取り扱うこととする。

記

1 本市主催のイベント等※の開催について

本市主催のイベント等については、中止又は延期とする。ただし、この間に開催する必要があり、開催日の変更が困難なものについては、「広島県におけるイベントの開催条件について」に従うとともに、「広島市主催のイベント等の開催に関する基本方針（令和3年7月8日改訂）」の別紙に掲げる感染防止策を徹底した上で開催する。

なお、市民等が主催するイベント等の開催についても準じた取扱いをお願いする。

※ 広島市の公益的法人等主催のイベント等を含む。

2 本市所管施設の臨時休館等について

(1) 不特定多数の集客が見込まれる施設のうち屋内施設*については、できる限り速やかに休館とする。ただし、すでにこの期間の使用に係る許可を受けており、キャンセルが困難な場合は、使用を認める。

※ 図書館については、広島県の取扱いに準じ、児童・生徒の学習の場となるため、感染防止対策を徹底した上で開館する。

(2) (1)により休館とした施設を除く20時以降開館している施設については、できる限り速やかに開館時間を20時までに短縮する。ただし、すでに20時以降の使用に係る許可を受けており、キャンセルが困難な場合は、使用を認める。

令和3年7月8日

広島市新型コロナウイルス感染症対策本部

広島市主催のイベント等の開催に関する基本方針（令和3年7月8日改訂）

国及び県の催物（イベント等）の方針を踏まえ、本市主催のイベント等※の開催については、7月12日から当面の間、以下のとおり取り扱うこととする。

なお、市民等が主催するイベント等の開催についても、この基本方針に準じた取扱いをお願いする。
※ 広島市の公益的法人等主催のイベント等を含む。

1 イベント等の開催の取り扱いについて

- (1) イベント等の開催については、入場者の制限や誘導、手洗いの徹底や手指の消毒設備の設置、マスクの着用、室内の換気や人との距離の確保等の基本的な感染対策に加え、別紙「イベント開催時の必要な感染防止策」を参考に感染防止対策を講じた上で、開催することとし、参加人数の目安については、以下のとおりとする。
- 業種別ガイドラインの遵守及び別紙の基本的な感染防止等が徹底されている場合には、人数上限及び収容率要件による人数のいずれか小さい方を限度とする。

【人数上限要件】

- ・収容定員が1万人を超える場合は収容定員の50%（令和3年7月20日までは最大1万人）、収容定員が1万人以下の場合は5,000人
- ・収容定員が設定されていない場合には、大声での歓声、声援等がないことを前提としうる場合は密が発生しない程度の間隔（最低限人と人が接触しない程度の間隔）を、大声での歓声、声援等が想定される場合は十分な人ととの間隔（1m）を空けること

【収容率要件】

- ・大声での歓声、声援等がないことを前提としうる場合には、収容率は100%以内
（収容定員が設定されていない場合は、密が発生しない程度の間隔を空けることとし、参加者が自由に移動でき、かつ、入退場や区域内の適切な行動確保ができない場合は後記(2)の例による。）
- ・大声での歓声、声援等が想定される場合には、大声を出さないことを担保した上で、異なるグループ（又は個人）間では座席を1席は空けることとしつつ、同一グループ（5名以内に限る。）内では座席等の間隔を設けなくてもよい。この場合、参加人数は収容定員の50%を超えることもありうる。
（収容定員が設定されていない場合は、十分な人ととの間隔（1m）を空けることとし、参加者が自由に移動でき、かつ、入退場や区域内の適切な行動確保ができない場合は、後記(2)の例による。）

- 上記に該当しない場合は、従前のとおりとする。

- ・屋内であれば5,000人以下、かつ収容定員の半分以下の参加人数にすること
- ・屋外であれば5,000人以下、かつ人ととの距離を十分に確保できること（できるだけ2mを確保する）

- (2) 祭り（祭り、花火大会、野外フェスティバル等）などの行事の開催について、全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なものは、中止も含めて慎重に検討する。具体的には、イベント等を開催する場合については、十分な人ととの間隔（1m）を設けることとし、当該間隔の維持が困難な場合は開催について慎重に判断する。

- (3) 開催を予定しているイベント等については、発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状のある方、過去2週間以内に感染拡大している地域や国への訪問歴がある方は参加しないこと。健康や体調に不安のある方は参加を控えることを必ず事前にホームページ等で告知する。あわせて、有料のイベント等の場合には、上記に該当して参加しない方には原則として料金を返金する旨をホームページ等で告知する。
- (4) 全国的な人の移動を伴うイベント等又はイベント等の参加者が1,000人を超えるようなイベント等の開催を予定する場合には、その開催要件等について広島県に事前相談すること。
その際、大声での歓声、声援などが想定され、かつ、参加人数が収容定員の50%を超えて実施する場合は、実績疎明資料（当該イベント等の出演者・チームが参加する過去イベント等の音声又は動画データ等）を合わせて広島県に提出すること。
- (5) 事前相談と合わせて、実績疎明資料を提出したイベント等については、イベント等実施後に、実施結果報告書を広島県及び国の関係府省庁へ提出すること。その他のイベント等については、感染者の参加や、大声・歓声等の発生、感染防止策不徹底等の事情が生じた場合は、結果報告資料を広島県及び国の関係府省庁へ提出すること。
- (6) イベント等参加者が1,000人以下など事前相談の対象とならないイベント等において、大声での歓声、声援などが想定され、かつ、参加人数が収容定員の50%を超えて実施する場合は、感染防止策チェックリスト、実績疎明資料、結果報告資料をホームページ等で公表すること。

2 市民等からの相談対応

市民等が開催するイベント等は、教育関係、福祉関係、観光関係等多岐の分野にわたると考えられることから、この基本方針に準じた取扱いに関する疑義等の相談については、企画総務局政策企画課で対応する。

⑩ 指定の感染防止策に

・複数の会場や施設の運営にかかる場合は、各会場や施設に別途提出する。
・複数の会場や施設の運営にかかる場合は、各会場や施設に別途提出する。
イベント開催時の必要な感染防止策①**【別紙】****(1) 備蓄した感染防止等（収容率50%を超える催物を開催するための前提）**

- ① マスク常時着用の担保
- ・マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求める。
*マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売を行い、マスク100%を担保。
- ② 大声を出さないことの担保
- ・大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの。
*隣席の者との日常会話程度は可（マスクの着用が前提）
*演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保（最低2m）

(2) 基本的な感染防止等

- ③ ①～②の奨励
- ・①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行（ガイドラインで定める）
*マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行うこと
*大声を出す者がいた場合等、個別に注意等を行うこと（例：スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物を禁止すること等）
- ④ 手洗
- ・こまめな手洗の奨励
- ⑤ 消毒
- ・主催者側による施設内（出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等）のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
- ⑥ 換気
- ・法令等を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
- ⑦ 密集の回避
- ・入退場時の密集回避（時間差入退場等）、待合場所等の密集回避
*必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、収容人数を制限
- ⑧ 身体的距離の確保
- ・大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離の確保。具体的には、同一の観客グループ間（5名以内に限る。）では座席を空けず、グループ間は1席（立席の場合1m）空ける。
・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保
・混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔（最低限人と人が触れ合わない程度の間隔）

イベント開催時の必要な感染防止策②

(2) 基本的な感染防止等（続き）

- ⑨ 飲食の制限
- 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限
 - 休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底
 - 過度な飲酒の自粛
 - 食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外（例：観客席等）は原則自粛。
(発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定要件を満たす場合に限り、食事可。)
- ⑩ 参加者の制限
- 入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置
- *ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要。
- ⑪ 参加者の把握
- 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握
 - 接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの奨励
- *アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入
- ⑫ 演者の行動管理
- 有症状者は出演・練習を控える
 - 演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる
 - 合唱等、声を発する演者間での感染リスクへの対処
- ⑬ 催物前後の行動管理
- イベント前後の感染防止の注意喚起
- *可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進
- ⑭ ガイドライン遵守の旨の公表
- 主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表

(3) イベント開催の共通の前提

- ⑮ 入退場やエリア内の行動管理
- 広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討
- *来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可。具体的には、①身体的距離の確保、②密集の回避、③飲食制限、④大声禁止、⑤催物前後の行動管理、⑥連絡先の把握等を担保することが求められる。
- ⑯ 地域の感染状況に応じた対応
- 大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談
 - 地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応

※上記のうち、基本的な感染防止等が徹底されていない場合、従来の目安（人数上限5,000人又は収容率要件50%のいずれか小さいほう）を原則として、各都道府県が個別のイベント開催について適切に判断すること。